

## 放送大学との単位互換科目の履修に関する規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第77号

### (趣旨)

第1条 公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という。）第36条の規定に基づき、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）学生が放送大学の授業科目を履修する場合について、必要な事項を定めるものとする。

### (単位互換科目)

第2条 本学学生が履修できる放送大学の授業科目（以下「単位互換科目」という。）は、放送大学の開講科目から教務委員会にて別に定める。

### (履修期間及び履修単位数)

第3条 単位互換科目を履修する者（以下「放送大学聴講学生」という。）の履修期間は、1学期とする。

2 放送大学聴講学生が在学期間を通じて修得できる単位数は、30単位以内とする。

### (出願手続き)

第4条 単位互換科目の履修を志願する者は、別に定める期日までに所定の願書を学長へ提出するものとする。ただし、1年次前期及び4年次後期は出願することができない。

### (授業料)

第5条 単位互換科目を履修するために必要な授業料は、放送大学聴講学生の負担とする。

### (単位認定)

第6条 放送大学聴講学生が修得した単位は、本学の授業科目の区分に応じ、単位互換科目の名称により卒業要件単位として認定する。

### (成績評価)

第7条 放送大学聴講学生が修得した科目の成績評価は、次のとおりとする。

区 分	放送大学の標語	本学の標語
合 格	マルA (100～90点)	S (100)※
	A ( 89～80点)	A ( 89)
	B ( 79～70点)	B ( 79)
	C ( 69～60点)	C ( 69)
不 合 格	D ( 59～50点)	成績評価なし
	E ( 49～ 0点)	

※2018年度入学以前の場合は「A(100)」とする。

### (履修制限の特例)

第8条 単位互換科目の履修単位については、公立鳥取環境大学履修規則第7条に規定した履修登録する科目の単位数には算入しないものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第32号）

この規程は、平成25年7月3日から施行する。

附 則（平成26年規程第40号）

この規程は、平成26年9月24日から施行する。

附 則（平成27年規程第8号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第48号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第24号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。